

各国知的財産関連法令
TRIPS 協定レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

る規則の制定、で改善すべき点があると評価していた。すなわち、営業秘密ライセンス契約の登録に関しては、その実施規則がないために現在は実施されていないことについて、営業秘密ライセンス契約の登録の重要な法的帰結（第三者に対する法的効力：営業秘密法第8条第2項）を考慮すると、その実施規則は早急に制定される必要がある。また、損害賠償の算定についても、損害賠償にかかる評価規則を制定することによって、裁判官の主観を排除する必要があるとの認識を有していた。

（4）タイ

①営業秘密保護に関する法制度

（i）営業秘密保護に関する法制度の概要

タイでは営業秘密保護の主要な法規として2002年に制定された営業秘密法（B.E.2545）は、2015年に営業秘密法（B.E.2558）として改正⁹⁷されている。

その他、特定分野における営業秘密保護に関する規則としては、以下のものがある。

- ・営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生省の規則（B.E.2550）
- ・農薬関連の営業秘密管理に関する農業省の規則（B.E.2547）
- ・農薬を営業秘密として登録するための基準等に関する農業省の規則（B.E.2547）

これら規則は、いかなる種類の情報又は研究が営業秘密とみなされるか、及び、それをどのように登録するかについて定めている。

（ii）営業秘密の定義

営業秘密法第3条において定義がある。

営業秘密法第3条

この法律において「営業秘密」とは、まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるものを意味する。（以下、省略）

営業秘密とみなされるためには、以下の三つの要件を満たす必要がある。

- ・まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であること。
- ・機密であることにより商業価値をもたらす情報であること。

⁹⁷ 営業秘密法（B.E.2558）の改正理由として、これまでの内容が、営業秘密委員の任命とその任務遂行に対して障害となっていたことが挙げられる。更には、営業秘密を保護管理する職位・任務にある者と、営業秘密を自ら得た者、そしてこの法律に基づいて任務上知り得た事実を開示した者のそれぞれに対する罰則規定が現在の状況にそぐわない状態になったためであると述べられている。

・営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であること。

なお、3つ目の要件「営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している」ことについての判断基準や裁判例等については、後掲「②（ii）訴訟における主な争点について」を参照のこと。

（iii）営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事及び刑事の場面で救済がなされる⁹⁸。

なお、各救済手段における特徴等に関する情報については、後掲「②（i）営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

（a）民事救済

営業秘密の管理者は、営業秘密侵害（侵害のおそれも含む。）に対しては、恒久的または仮の差止め請求、及び損害賠償請求ができる（営業秘密法第8条）。すなわち、管理者は実際に損害が生じている場合だけでなく、損害が発生していなくても、侵害行為又は侵害のおそれがあることを示す明確な証拠があれば、仮差止めを請求して損害の発生を未然に防ぐことができる。

営業秘密法第8条

ある者が営業秘密権を侵害している、又は侵害に当たる行為をしようとしているという明確な証拠がある場合、当該営業秘密の管理者は次に掲げる権利を有する。

- （1）裁判所に対して、当該営業秘密権の侵害の仮差止め又は中止を侵害者に命ずるよう、請求することができる。及び
- （2）裁判所に対して、侵害者による営業秘密権の侵害を永久的に禁止するよう訴えることができ、かつ侵害者に補償金を請求する訴えを起こすことができる。

なお、（1）における権利は（2）における訴訟提起の前に行使できる。

また、損害賠償額の算定については以下のとおり三つの方法（①実際の損害額、②①による算定ができない場合に裁判所が合理的とみなす金額、③悪意ある場合には①又は②に加えて懲罰的保証（①又は②の損害賠償額の二倍を限度）が規定されている（営業秘密法第13条）。

⁹⁸ タイにおける営業秘密侵害事件の事態を把握するために、ラジャ・タン法律事務所が裁判所に対して当該事件の事件数等の開示を請求したものの、統計情報の開示は首席裁判官の裁量に依存することもあって、本調査期間中に裁判所からの回答は得られなかった。

営業秘密法第 13 条

第 8 条 (2) に基づいた訴訟があり補償金を定める場合、裁判所は次に掲げる原則に従って決定する権限を有する。

- (1) 裁判所は、実際に発生した損害に対する補償金を定めるだけでなく、営業秘密権の侵害者に対し、侵害によって直接的又は間接的に得た利益を補償金に加算して返還するよう命ずることもできる。
- (2) (1) に基づいて補償金を定めることができない場合、裁判所は営業秘密管理者に対し、裁判所が適当だと判断した金額の補償金を定めることができる。
- (3) 営業秘密権の侵害が、故意による若しくは悪意により妨害を意図した行為である、又は前述の営業秘密が営業秘密である状態でなくなった原因であるという明らかな証拠が示されている場合、裁判所は侵害者に対し、処罰として (1) 又は (2) に基づいて定めた額より増額した刑罰的補償金を支払うよう命ずる権限を有する。ただし、(1) 又は (2) に基づいた額の 2 倍を超えてはならない。

(b) 刑事救済

刑事罰については営業秘密法第 33 条に規定がある⁹⁹。

営業秘密法第 33 条

営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した者には、文書、音声放送若しくは影像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかに関わらず、1 年以下の禁錮刑若しくは 20 万パーツ以下の罰金、又はその両方を科する。

(v) 営業秘密侵害の例外

営業秘密法第 7 条において、営業秘密の例外として自主研究開発やリバース・エンジニアリング等が規定されている。

⁹⁹ 参考までに、特許権侵害の刑事罰は、2 年以下の懲役又は 40 万パーツ以下の罰金、又はその両方である（特許法第 85 条）。

営業秘密法第7条

営業秘密に対する次に掲げる行為は、営業秘密における侵害とはみなされない。

- (1) 当該営業秘密を取得した者が、当該営業秘密が、契約者の一方が他人の営業秘密権を侵害して取得したものであると認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしに、営業秘密を合法的に開示又は使用すること。
- (2) 次の場合において、管轄の政府機関が当該営業秘密を開示又は使用すること。
 - (イ) 公衆の衛生若しくは公の秩序を保護するために必要な場合。又は
 - (ロ) 商業目的でない公共の利益のために必要な場合で、かつ前述の場合において当該営業秘密を監督する政府機関、又は当該営業秘密の取得に関係する政府機関若しくは関係者が不正な商業手法に使用されないよう、前述の営業秘密を保護するために合理的段階を講じて業務を遂行した場合。
- (3) 独自に発見した場合。即ち発見者が自己の知識、専門により発明又は創造をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。又は
- (4) リバース・エンジニアリングを行った場合。即ち発見者が当該製品を発明、製造又は開発するための方法を探す目的で、一般に知られている製品の評価及び解析をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。ただし、評価及び研究分析をした者はその製品を善意で取得しなければならない。
なお、(4)における行為は、もし前述のリバース・エンジニアリングを行った者が、営業秘密保有者又は製品の販売者と明らかに別途契約を結んでいる場合はその限りではない。

(vi) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟手続には、証拠収集に関する以下の規定がある。

(a) 事前証拠調べ

証拠保全の観点から、申請人は相手方当事者に対して証拠提出を命じるよう裁判所に請求することができる。(知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律 (B.E.2539) 第28条¹⁰⁰)。この場合、申請人は事前証拠調べの必要性を説明する必要がある(知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則20¹⁰¹)。

また、緊急の場合には、証拠となる文書又は資料の押収又は差押えを請求できる(知的

¹⁰⁰ 知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律 (B.E.2539) 第28条 知的財産及び国際貿易事件の訴えの提起時において、将来的に依拠しなければならない可能性のある証拠が失われるか、又は提示することが困難になるという懸念がある場合は、そのような証拠を即時に入手するための命令を裁判所に申請することができる。(以下、省略)

¹⁰¹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則20 証拠が事前に入手されることを指示する命令の申請は、事前に証拠調べの必要性を示す事実を述べなければならない。訴訟がまだ提起されていない場合は、申請人が取り得るか、取られるべき理由を示す事実は述べられなければならない。(以下、省略)

財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律（B.E.2539）第 29 条¹⁰²）。裁判所が文書等の押収等を命じる場合、申請人は保証金を支払う（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 21¹⁰³）。

（b）証拠の提出

証拠の提出は、証拠調べの期日前 7 日以内に、主張を支持する証拠のリストを裁判所に提出しなければならない（民事訴訟法第 88 条¹⁰⁴）。また、コンピュータ記録を証拠として提示¹⁰⁵する場合は、証拠リストにその旨を特定する必要がある（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 34¹⁰⁶）。なお、裁判所は伝聞証拠も証拠として認める可能性はある（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 37¹⁰⁷）。

（c）証人陳述書の提出

当事者及び裁判所が適切とみなした場合、裁判所は証人陳述書の提出を許可できる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 28～30¹⁰⁸）なお、当事者が求める場合、裁判所は特定の事実等を確認するために外国居住の宣誓人の証人陳述書の提出を許可することができる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 31¹⁰⁹）。

¹⁰² 知的財産及び国際貿易裁判所の設置及び手続に関する法律（B.E.2539）第 29 条 緊急の場合、申請人は、同時に、緊急事態を示し、裁判所が遅滞なく命令又は令状を出すことができるという旨の申請を提出することができる。必要な場合には、申請人は、裁判所が、それが適切であると考え何らかの条件によって証拠として挙げられる文書又は資料を押収又は差し押さえるよう要求することもできる。

¹⁰³ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 21 裁判所は、文書又は資料の差押え又は押収のための命令を付与した場合、裁判所は、一定の期間内に、裁判所が適切とみなす何らかの条件の下で、被るおそれのある何らかの損害に対する所定額の保証金を提供するよう申請人に同様に命じなければならない。

¹⁰⁴ 民事訴訟法第 88 条 その主張を支持する証拠として何らかの文書に依拠するいかなる当事者も、証拠調べの日の前 7 日以内に、裁判所に、書面の証拠のリストを示すリストを他方の当事者が受領するに十分なその複写とともに提出しなければならない。

¹⁰⁵ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 33 裁判所は、以下の場合、コンピュータ中に記録された又は処理されたデータを証拠として認める可能性がある。(1) データ記録が通常の業務過程に行われた又は処理され、及び (2) データ記録がコンピュータの適切な動作の結果であり、コンピュータが故障した場合でも、そこに含まれるデータの正確性が影響されていない。さらに、(1) に述べられたコンピュータの使用、及び (2) に述べられたデータ記録の正確性は、記録又は処理に関与する者によって確認されなければならない。

¹⁰⁶ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 34 何らかのコンピュータ記録を証拠として提示しようとする当事者は、民事訴訟法 88 条に従って、証人及び証拠のリストにこのような記録を特定しなければならない。その意図を特定する陳述を、規則 33 によって要求されている確認及び他方の当事者が裁判所職員から得るために、その記録を含む資料の十分な写しとともに提出しなければならない。(以下、省略)

¹⁰⁷ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 37 の要約 裁判所は、事件における他の証拠を補強する証拠として伝聞証拠を認める可能性がある。

¹⁰⁸ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 28～30 の要約 一方の当事者又は両当事者及び裁判所が適切とみなした場合は、裁判所は、裁判所における主尋問に代えて、証人の事実又は意見を確認する陳述書を提出することをその当事者に許可することができる。しかし、証人陳述書を提出しようとする当事者は、そのような証人の尋問の日に先立ちその意図と理由を特定する請求を裁判所に提出しなければならない。裁判所は、その当事者が裁判所に陳述書を提出し、他方の当事者にその写しを送付する期限を決定しなければならない。加えて、陳述書は、規則に定められた全ての詳細を含んでいなければならない。

¹⁰⁹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール（B.E.2540）規則 31 当事者が求める場合、裁判所は、証言する宣誓人を裁判所に連れてくる代わりに、特定の事実又は意見を確認するために外国居住の宣誓人の証人陳述書の提出を許可することができる。陳述書は、それが作成された国のルール又は法律を遵守していなければならない。

(d) 追加証拠調べ

裁判所が追加の証拠文書や資料を必要と認める場合には、職権をもって当事者の要求なしに証拠調べを継続しなければならない（知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 39¹¹⁰⁾。

(vii) 訴訟における営業秘密保持について

裁判所は、当事者の請求等に基づき、審問の全部又は一部への公衆の出席を禁止し、審問をイン・カメラで実施すること、又は、事件における事実又は事情の公表の禁止を命じることができる（知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 24¹¹¹⁾。

(viii) 国境措置

国境措置に関する明文規定は存在しない。なお、商標権と著作権に関しては、侵害物品の国境措置が設けられている（タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (B.E.2530)¹¹²⁾、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示第 95 集 (B.E.2536)¹¹³⁾。

(ix) 裁判外の紛争解決手続について

営業秘密に関する紛争については、委員会への調停申立てが可能である。調停が成立しなかった場合、訴訟または仲裁に紛争を委ねることが可能である（営業秘密法第 9 条¹¹⁴⁾。

¹¹⁰ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 39 裁判所が、事件における何らかの問題に関連する、当事者によって保有され又は保護下にある文書又は資料を含む、追加の証拠文書や資料を必要と認める場合、裁判所は、いずれかの当事者の要求なしに、既に提示された証人を再び証言するために召喚することを含め、証拠調べを継続しなければならない。

¹¹¹ 知的財産及び国際貿易事件のためのルール (B.E.2540) 規則 24 知的財産権保護のため、又は当事者の国際取引に生じるおそれのある損害の予防のために適切な場合、当事者が要求すれば、又は裁判所が事件における事実又は事情のいずれかを全部又は一部で開示することが不適切とみなせば、裁判所は次の命令を出すことができる。

1. 公衆が、審問の全部又はいずれかの一部への出席を禁止し、審問をイン・カメラで開催すること、又は
2. そのような事実又は事情の公表を禁止すること。

事件を裁定する命令又は判決は、公開廷で読み上げられるが、命令若しくは判決の全部又は一部、又はその公平かつ正確な要旨の公表は違法とはみなされない。この点、質問票回答によれば、通常、両当事者及び関係者（例えば両当事者の弁護士又は許可された者）のみが公判手続中の情報を入手（裁判書類の検査、証人陳述書又は証拠書類の複写、裁判所判決又は裁判所命令の複写）できるが、最高裁判所の判決については公共の事件とみなされ、何人もその判決を入手できる、とのことである。

¹¹² タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (B.E.2530) は 1987 年 10 月 14 日に発効し、国内外を問わず登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

¹¹³ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示第 95 集 (B.E.2536) は 1993 年 4 月 21 日に発効し、著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対して、著作権者あるいはその権限委任者は、通関手続きの前あるいはその物品が輸入者の手元に渡る前に、税関に対してその物品の輸出入を差し止め、検査するよう申請することが出来る。

¹¹⁴ 営業秘密法第 9 条 第 8 条における権利を行使するに先立って、営業秘密権を侵害されている、又は侵害されようとしている営業秘密の管理者及びもう一方の当事者は、委員会に対して営業秘密に係る紛争の調停又は和解を合意の上で申し立てることができる。この点について、上記紛争の調停又は和解が成立に至らない場合も、当該営業秘密の管理者及びもう一方の当事者が仲裁人の審理を請求する権利、又は裁判所に訴訟を起こす権利を妨げるものではない。

しかし、委員会の調停手続を定める省令は発令されていないことには留意が必要である。なお、仲裁は、両当事者による合意がある場合にのみ利用可能である（仲裁法（2002）第11条¹¹⁵）。仲裁判断は拘束力を有し、判断の執行は裁判所によってなされる（仲裁法（2002）第41条）ことになる。また、主に利用される仲裁機関は、国際商業会議所「ICC（the International Chamber of Commerce）」または、タイ仲裁協会「TAI（the Thai Arbitration Institute）」である。

（x）域外適用

域外適用に関する明文規定は確認されていない。

②営業秘密保護に関する運用

（i）営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手段に関して、他の知的財産権と比較して、どのような特徴があるかにつき、質問票調査の回答を基に整理した。

営業秘密侵害事件においては、その権利に登録を要しないことから、営業秘密の所有権や秘密管理性等に関しては、営業秘密の管理者の立証負担が大きい。但し、営業秘密の管理者は営業秘密を知的財産省及び管轄商務事務局に登録（手数料は無料）することで、訴訟において所有権に関する証拠として活用することが可能となる。

民事救済、刑事救済におけるそれぞれの特徴は以下のとおり。

（a）民事救済

民事救済を用いるメリットとしては、営業秘密侵害行為に対する仮差止めが可能であること、及び実損額を超えた懲罰的損害賠償請求も可能であることが挙げられる。他方で、損害賠償額算定にあたっては、管理者が自身の遺失利益や侵害者の利益についての立証に関する負担が大きい。

（b）刑事救済

刑事救済には、営業秘密侵害に対し懲役刑が科せられることによる抑止的效果が期待される。ただし、悪意による侵害であること、それによって管理者に損害が生じたことについては管理者が立証責任を負う点に留意が必要である。また、裁判所が証拠不十分で非侵害と判断した場合には、被疑侵害者から名誉毀損及び虚偽主張で反訴される可能性も考慮しておく必要がある。

第1項における委員会による紛争の調停又は和解の請求及び審理方法の提出は、省令に定められた規則及び規定に従わなくてはならない。

¹¹⁵ 仲裁法（2002）第11条は、両当事者は、それらによって署名された「仲裁合意書」を締結しなければならないことを具体的に要求している。

(ii) 訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について、質問票調査の回答を基にして整理した。主な争点としては、以下の3つ（侵害行為該当性、営業秘密該当性、損害賠償額）である。

(a) 適切な規定に基づく原告の主張

原告が主張する被疑侵害者の行為が、営業秘密法に規定されるいずれかの侵害行為に該当するか、又は原告の主張する根拠条文に誤りがないかどうか等が争点となる。

(b) 営業秘密該当性

原告は、当該情報が営業秘密法第3条に規定する3要件を備えて営業秘密に該当することを証明しているかが争点となる。

特に、「営業秘密管理者が秘密を保持するために適当な手段を講じていたか」については、非開示条項、あるいは不使用条項を含む契約（秘密保持契約、非開示契約、雇用契約、製造契約等あるが、これらに限定されない。）の存在だけではなく、非公開情報を含むデータベースへのアクセス制限等の物理的手段が必要であると理解されている（最高裁判決10217/2553¹¹⁶）。その他、物理的手段の例には、非公開情報のリスト作成／データベースへのアクセス制限、及びアクセスコード設定／安全な環境でのデータ保管／秘密情報を入手する従業員向けの会社規定の作成等が挙げられる。

(c) 損害賠償額

損害賠償額の算定については、例えば、両当事者が共に営業秘密を使用した製品を販売している場合などにおいて、それらの製品に関する収益状況に基づいて実損額が証明された場合には、原告の逸失利益が回復できる程度に賠償額が決定される。それ以外の場合では、裁判所はいくつかの要素を勘案して原告の逸失利益を計算するため、原告は別途これらに関連する証拠を提出する必要がある。損害賠償額算定にかかる裁判所における具体的な勘案要素としては、不正使用された営業秘密の性質／研究開発費／原告及び被告の事業間の競争状況／市場の規模及び定量化が困難な他の要素等が挙げられる。

(iii) 外国企業がタイに進出する際の実務上の留意点

外国企業がタイに進出する際、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票調査の回答を基に整理した。

(a) 営業秘密の管理について

¹¹⁶ 最高裁判決 10217/2553 原告は、従業員がその顧客及び商品の出所についての情報を暴露したと主張した。原告は、雇用契約に非開示条項があると主張したが、顧客リスト及び商品の出所を含む情報の記された文書が、この情報に通常接していない従業員による入手を防止するための適当な手段を講じることにより保護されていることを示すことができなかった。よって裁判所は、非開示条項は、営業情報の秘密性を維持するための適当な手段ではないと判断し、結果的に原告の請求を棄却した。

営業秘密を安全に管理しつつ、侵害が起きた場合に備えて、①物理的保護（文書の保存領域へのアクセスを特定従業者に制限させる、機密業務文書に「秘密」印を付す等）、②技術的保護（パスワード設定や暗号化、及びそれらの授業員への徹底）、及び③契約的保護（非開示・秘密保持契約の締結）の組合せを実施することが有効である。

（b）営業秘密の登録

営業秘密の所有権及び所有時期に関する証明として、営業秘密を知的財産省に登録することも有効である。

（iv）営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

タイにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基に整理した。

営業秘密の侵害について、実際の損害が発生していなくても、仮差止め請求が可能であること、訴訟提起時に破壊のおそれある証拠提出を裁判所に請求し証拠を確保できること、審問のイン・カメラでの実施、及び事件の公表の禁止を請求することができること等については法制度として整備されていると評価していた。

その一方で、営業秘密の所有者等の定義をめぐっては、例えば営業秘密法には、雇用関係がある場合の営業秘密の所有者又は管理者¹¹⁷についての具体的な定義はなく、営業秘密の発見、研究、編纂、又は創作に関与した従業者が営業秘密の所有者または管理者と解釈される余地があることに留意が必要であることが示された。もっとも、雇用契約において営業秘密の所有者又は管理者に関して合意することは可能である。

営業秘密の定義については、営業秘密法による定義があるものの、同法で保護される営業情報の範囲、営業情報の商業的価値の決定方法、営業秘密管理性の手法については具体的な判断基準は明確ではなく、保護可能な営業秘密の範囲は広めに解釈される傾向にある。

なお、訴訟における審理期間は平均して1.6～2年要している。従って、仮差止めが認められなかった場合には、被疑侵害行為が継続されることにより営業秘密性が失われる可能性があることが強調された。

¹¹⁷ 営業秘密法第3条 「営業秘密保有者」とは、他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者、又は営業秘密である実験結果若しくは営業情報における正当な権利を持つ者を意味し、かつこの法律において権利を譲渡された者を含む。

「営業秘密管理者」とは、営業秘密保有者を意味し、かつ営業秘密を占有、管理、又は監督する者を含む。（その他省略）

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム
営業秘密保護に関する制立法	反不正競争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等で保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「原告は人民は時々の不正競争民事訴訟の判断に適用する法律に開示する非公開の司法情報(2007年)」「(以下「司法情報」といふ)」「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	「知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令」 「知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年法令」 「産業財産分野における行政処分に関する2013年政令等
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利用することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの、 ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(反不正競争法第9条)	①一般に公衆に知られていない ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない ②通常、常態において、営業秘密をもち、その秘密であること、及びその秘密を維持するために適当な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない ②通常、常態において、営業秘密をもち、その秘密であること、及びその秘密を維持するために適当な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密として利用可能な情報 ③営業秘密として利用可能な情報 と定義(知的財産法第4条(2))
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第11条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(1872年インド契約法第73条、第74条)	可能(改正刑法第230条、消費者法第41条など)	可能(営業秘密法第17条)	可能(営業秘密法第33条)	可能(知的財産法第202条)
行政救済	可能(反不正競争法第21条)	規定は存在しないが、適用可能性あり(Narayano Kimark v. Garware Plastics and Polyester Ltd.事件では刑法第408条等への適用見及)	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業秘密法第22条第1項、競争法第41条)
営業秘密保護の例外規定	自主研究開発、リバーズエンジニアリングなど(民法第12条、第13条)	他の者が独力で開発(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業秘密法第22条第1項、競争法第41条)
証拠収集に関する規定	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	書類提出命令(民法訴訟規則の規定(4)など)	文書又は物の提出又は宣誓の義務(裁判所規則の規則23~28)など	民事事件では書面による証拠等が、刑事事件では証拠が証拠として認められる(民法第1805条、刑事訴訟法第184条)	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係ない場合、裁判官等は関係ない証拠を収集する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係ない証拠を収集する(民事訴訟法第53条第3項等)	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係ない場合、裁判官等は関係ない証拠を収集する(民事訴訟法第53条第3項等) 裁判官等は関係ない証拠を収集する(民事訴訟法第53条第3項等)
営業秘密の公表	営業秘密に関する証拠は非公開(民事訴訟法第66条) 判決には営業秘密に関する詳細な記載はなし(民事訴訟法第156条)	「封緘」によって提出した営業秘密に関する文書は公衆閲覧不可 ・判決には営業秘密の詳細な記載はなし	規定なし	規定なし	規定なし	侵害者自身以外の輸出入目的の検査及び監査措置、又は侵害者自身の輸出入の場面で、一時的に限り、知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年政令(第34条)
営業秘密侵害事象の圍繞措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	侵害者自身以外の輸出入目的の検査及び監査措置、又は侵害者自身の輸出入の場面で、一時的に限り、知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定めた2006年政令(第34条)
過去5年間の営業秘密侵害の状況(注)	刑事罰の域外適用あり(刑法第6条~第10条) 265件(188件) 63件(45件)	適用なし 申立があつて着置とされた事件が2件	適用なし 9件	適用なし 2件(2件)	適用なし 統計情報は首席裁判官の裁量に依存	一判決データベースなし 一刑事データベースなし
裁判外の紛争解決	データ非公表 仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第12条) ・内容は非公開	行政救済なし 仲裁や調停で紛争解決が可能(営業秘密法第9条)	一判決データベースなし 一刑事データベースなし
営業秘密侵害訴訟の主な争点	秘密性 ・営業秘密侵害 ・複製、類似、合意所に関して	・営業秘密侵害 ・侵害者との競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者との競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者との競争上の優位性の取得	・原告主張・権利の適切性 ・営業秘密侵害 ・損害賠償額	・秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)
日本企業の輸出にあたる業務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ「秘密保持契約」を締結し、秘密保持契約は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	「営業秘密」の明細に特異した秘密保持契約書を作成し、秘密保持契約書に署名する文書は正当な権限を持つ代理人の署名、捺印が必要	従業員との雇用契約において、非競業条項及び非公開条項又は非競業条項又は非公開条項を併せて規定する	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)
その他	「国家秘密保護法」で定められた国家秘密の定義によれば「外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い」 ・医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある	・2016年に竣工する産業政策推進局から発表され、営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとした「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立していない	「営業秘密」の明細に特異した秘密保持契約書を作成し、秘密保持契約書に署名する文書は正当な権限を持つ代理人の署名、捺印が必要	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	「秘密保持契約」の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事監督が必要」 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載